

岡本の国会での答弁

176-参-環境委員会-2号 平成22年10月21日

○川口順子君 なぜこれを伺ったかといいますと、これは厚労省の岡本政務官にお伺いをしたいと思っておりますけれども、日本でも漢方薬、漢方医療あるいは鍼灸というのがあるわけでございまして、これは別に中国から伝わってきたものだけではなくて日本古来の長い歴史を持った診療なり治療方法であるわけです。この伝統的な知識という部分で、日本の漢方医療あるいは鍼灸というのは入るかどうか、どう厚労省としてはお考えでいらっしゃいますか。

○大臣政務官(岡本充功君) 今、川口委員から御指摘がありましたように、ABSにおける議論は、大きな論点といたしまして、遺伝資源の利用国における監視措置の問題、それから遺伝資源の範囲、そして遡及適用の有無についてが主な論点に今なってきています。その中でも、いわゆる遺伝資源の範囲をどこまでとするのかというのが、まさに先ほど大臣からもお話がありました伝統的知識の分野が入るのかどうかという話になってくるわけでありまして。

御指摘いただきました漢方薬につきましては、中国からは、漢方薬は伝統的知識に含まれるとしてABSの枠組みの対象になると主張をされております。日本といたしましてはこれを認めておりません。その理由としては、日本の漢方は独自の発展を遂げていること、そしてまた中国の中薬とは配合する薬物、そして種類や配合量が異なると、別の異なった医学体系になっているというふうな理解をしておるところであります。

また、鍼灸については、このABSの中での議論の対象となっていないと承知をしております、いずれにいたしましても、日本を含む先進国が伝統的知識は範囲、定義が明確でなくほかの動植物や微生物と同様の扱いにするべきではないと主張をしているところでありまして、今後の議論の推移を厚生労働省としても注意深く見守っていく必要があるというふうに考えております。

○川口順子君 中国がそういう伝統的な知識だというふうに言っているというお話を伺いましたけれども、政務官おっしゃいましたように、私も日本の漢方というのは中国の伝統的な医療とは違った発展を遂げてきたものであるというふうに思っております。

それで、いろんな考え方があると思いますが、中国がそれを中国の伝統的知識と言うならば、日本も日本のその医療、漢方ですね、それを伝統的な知識と言ってもいいじゃないかという、中国に乗っかっちゃうという考え方もあるわけで、いずれにしても日本の漢方、これはこの前一番最初の仕分でしたでしょうか、そこに引っかかって漢方の処方認められないということに危うくなりかけまして、私も一生懸命に署名活動をいたしましたけれども、そういうことがないように、民主党の政務の方としても漢方の重要性には十分認識を持っていただきたい、守っていただきたいと思っております。

それで、もう一つ今の漢方との関連で出てくるのは、日本も提供国であるという観点でございます。それで、漢方だけではなくて、例えば沖縄の新聞には沖縄本島の北部に自生の二植物から抗がん成分を抽出をしたという報道もございまして、沖縄あるいは今雨で大変なことになっています奄美等々にいろいろあります。ほかにもあると思います。

そういったものを我が国は守る体制ができていないんじゃないだろうかというふうに思っております。これはどの省でも結構ですから、どのように守るといふ観点からこの会議をとらえ、そして国内的にいかん担保しようとしているかということについて御意見をいただきたいと思っております。

○大臣政務官(岡本充功君) このABSの会議においては、先ほど松本大臣でしたか、お答えいただきましたけれども、利用国になる可能性も、また提供国になる可能性もあり得ると。それは将来においても、現時点で既に知られている化合物だけではなくて、将来においても様々な知見が得

られる可能性があるわけでありまして、そういう意味では、EUであれカナダであれ、それぞれ先進国の立場と今は称しておりますけれども、今委員からお話がありましたような提供国の立場となり得ることは十分想定をされるわけでありまして、先生の御指摘ごもっともだというふうに思っております。

○国務大臣(松本龍君) 今、いずれの国も利用国になる、提供国になるという話がありました。まさに提供国になる場合は、しっかりとその生物多様性を守っていかなければならない。例えば、今、奄美や沖縄で様々な遺伝資源があるというふうなお話もありました。メシマコブとか、これはキノコの種類らしいですけれども、アシタバとかセンダンとか、様々提供できるようなものが日本にはあるというふうに思っています。

生物多様性の関係でいうと、ホットスポットという言葉があるんですけども、保全をされていないけれども生物多様性がたくさんあるという地域に、あるところでは日本は全体がそういうことだというふうな話もあります。

そういう意味では、提供するときにはしっかりやらなければならないと思いますし、いずれにしても、先ほど指摘をいただきました伝統的な知識の話ですけれども、あるテレビを見ていましたら、その先住民のおばあちゃんが言っていたのは、もうここは欧米からいろんな人たちが来て森林が伐採されて、まあ森林は伐採して間伐をまた行うわけですけれども、そういう保全をしていかなければならない。

ですから、ある意味では、提供国はやっぱり保全をしていかなければ、それが枯渇してしまうと人類の健康、命、福利に貢献しないわけですから、やっぱりそこで提供国の資源をしっかり守っていくということは、根本にそれぞれの国があるんだろう。生物多様性によって我々は生き、生かされている、だから保全をきっちりしなければならぬ。刈ったら、森林を伐採したら必ず保全をする。

ある意味では、今オフセットと言いますがけれども、日本では余り使われていませんけれども、開発したらその分元に戻すんだと、オフセットするんだという考え方が日本では余り、国土が狭いからオフセットする土地がありませんけれども、ある意味では開発した分森林の保全をどこかでしていくというやっぱり考え方は尊重されるべきだろうというふうに思っております。

○川口順子君 この条約の関連では議論がまだ国際的に行われている段階ですので、いずれにしてもまとまる前から国内の体制、きちんと、先ほど考える必要があると環境大臣おっしゃっていただきましたので、是非それをやっていただきたいというふうに御要望をいたしておきます。

それで、今そのためにはデータベース、データベースというのはどういうものが国内にあるかということを知らなければいけない、情報が必要なんだろうと思うんですが、これもある新聞記事を読んですりまして、富士山の南面の凍土が消滅をしたという記事が出ておりまして、これは温暖化の結果こういうことが起こったということであるかと思えます。

それで、これは極地研とどこかの調査なんですけれども、今度の生物多様性の中で、この富士山の話は温暖化の話ですけれども、生物多様性の中で、IPBES、IPCCの生物多様性版を作ろうということも出ているということで聞きましたけれども、いずれにしても情報をきっちり押さえてそれを分析をするという枠組みが温暖化についてもそれから生物多様性についても必要なことだと思えます。

この面でも私は、日本が必ずしも、個々の研究者の方はやっていらっしゃるかもしれませんが、それを統合して情報を把握し分析をしようというところがない、あるいは非常に足りないのではないかというふうに思っております。実はちょっと時間が大分迫ってきてしまいましたので、次にもう一つ大きな問題を議論したいと思っておりますので、農水、厚労、あるいは経産、それぞれのところで、それについて特に何かこれを行っているということがありましたら手短にお聞かせいただければ幸いです。

○国務大臣(松本龍君) 先ほど凍土の話がありました。私も新聞を見てびっくりしたんですけれども、凍土が消失し富士山の植生が大きく変化するという可能性があるという報道されて私もちょっと

ショックを受けたんですけれども、富士山の永久凍土の下限の標高が上昇していることは環境省の研究会報告、おととしの研究会報告ですけれども、地球温暖化の影響かどうかは現時点として断定はできないものの、その可能性が高い事例として挙げています。

また、今お話がありましたIPCCの第四次評価報告書によると、温暖化の進行によりほとんどの永久凍土帯において広い範囲で融解が進むと予測されています。今後、世界全体で温暖化の進行を食い止めなければ富士山に見られるような凍土消失も進むものと考えています。

私どももしっかり、文部科学省と気象庁では二〇〇九年に日本の気候変動とその影響の中で評価を行っています。その中では、温暖化の影響により既に高山植物の減少やサンゴの白化が起きていること、更に温暖化が進めばこれまで観測されている影響が進行すると予測されております。

先ほど、IPCCに代わるIPBESの話がされましたけれども、これも私は各国の、とりわけEUの皆さんとお話をする中でIPBESは必要なんだ、科学的な知見とかそれを政策にどう反映するとか、IPCCのやってきた、気候変動のIPCCの生物多様性版がIPBESですけれども、イギリスの環境大臣とお会いしたときも、様々EUの環境大臣とお会いしたときも、これはしっかりみんなでやりましょうねと。

そういう意味ではアジアにおけるIPBESというか、そのこともしっかり、多様性があるところですから、日本も責任を持ってこのことに大きく取り組んでいかなければならないと改めて思いました。

○大臣政務官(岡本充功君) 今の委員の御質問は、いわゆる日本における遺伝資源のデータベースをどのように作っているかと、そういう御質問の趣旨ということでよろしいのでしょうか。それとも、済みません、ちょっと……

○川口順子君 それも含みです。

○大臣政務官(岡本充功君) それを含み……

○川口順子君 もっと広い。

○大臣政務官(岡本充功君) 厚生労働省としては、もちろん医薬品と既になって上市されているものにつきましては、薬価収載されているものについては当然データベースになっておりますけれども、まだ開発もされていないというような、要するに伝統的知識をどうするかというような議論ですけれども、先ほど来先生が御指摘をされておりますようなまだ口述の段階のような薬効成分等についてはデータベースにしているものはないというふうに承知をしております。